

改正

平成31年2月22日告示第1004号

令和6年3月26日告示第1020号

名寄市立大学卒業生地元定着化推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市立大学（以下「大学」という。）を卒業した者が名寄市に定着することを推進するため、市内の事業所に就業した者に対して、予算の範囲内において地元就業支度金支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、市内の事業所とは次に掲げるものをいう。

- (1) 名寄市内に本社又は本部が存在する企業又は事業所
- (2) 名寄市内に存在する支社又は事業所（本社又は本部が名寄市外にあるもの）

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、第5条の規定による申請時に本市に住民登録があり、現に居住している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業する者で、卒業後に市内の事業所への就職が内定しており、当該事業所で就業する意思のある者
- (2) 大学を卒業した次年度から4年以内に市内の事業所に就職し、かつ、第5条の規定による申請時に1か月以上継続して就業している者

(助成額)

第4条 助成額は20万円とし、1人1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地元就業支度金支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる全ての書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内の事業所が発行した内定通知書の写し。ただし、第3条第2号の規定による申請の場合は、在職証明書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(2) 住民票

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1号による申請 大学の卒業年度の2月1日から3月31日まで

(2) 第3条第2号による申請 市内の事業所に就職した日から3か月以内

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付をすることが適当であると認めたときは、地元就業支度金支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

(1) 不実の記載により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金交付の要件を満たさないとき。

(3) その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じるときは、地元就業支度金支援事業助成金返還請求書（別記様式第4号）により、交付決定者に対して期限を定めて通知するものとする。

(委任)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月5日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成28年度において名寄市立大学学則（平成18年名寄市規則第100号）第49条の規定により学長が卒業を認定した者から適用する。

附 則（平成31年2月22日告示第1004号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日告示第1020号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

地元就業支度金事業助成金交付申請書

年 月 日

名寄市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

名寄市立大学卒業生地元定着化推進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 就職（内定）先
住 所
事業所名

2 勤務（予定）先
住 所
事業所名

3 助成金申請額 円

4 振込先口座

金融機関	銀行・信金 信組・その他	支店名	本店 支店
預金種目	普通預金	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

5 添付書類

- (1) 市内の事業所が発行した内定通知書の写し。ただし、第3条第2号の規定による申請の場合は、在職証明書（別記様式第2号）
- (2) 住民票

在職証明書

（申請者）住所
氏名

上記の者が、次のとおり在職していることを証明します。

1 在職期間 年 月 日 ～ 現在に至る

2 勤務先
住所
事業所名

3 業 種

年 月 日

住 所

事業所名

代表者職氏名

印

地元就業支度金支援事業助成金交付決定通知書

名寄市指令大第 号
年 月 日

様

名寄市長



年 月 日付けで申請のあった地元就業支度金支援事業助成金交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 助成金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の規定による助成金を受けた者が、市内の事業所に就業しなかったときは交付の決定を取消し、既に交付した助成金の返還を命じることがある。
- (2) 助成金の申請に虚偽があったとき又は不正行為がなされたときは、この助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命じることがある。
- (3) 必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。
- (4) この助成事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存し、報告を求められたときは、提出する義務がある。

別記様式第4号（第7条関係）
別記様式第4号（第7条関係）

名寄市指令 第 号
年 月 日

様

名寄市長 印

地元就業支度金支援事業助成金返還請求書

年 月 日付け名寄市指令 第 号で交付の決定をした地元就業支度金支援事業助成金について、名寄市立大学卒業生地元定着化推進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり交付の決定を取り消したので、既に交付した助成金を返還してください。

記

交付決定の 取消理由	
交付済額	円
(交付取消額) 返還請求金額	円
返還期限	年 月 日